

軽度者に対する福祉用具貸与例外給付に関する Q&A

確認期間について

Q1.確認期間はいつまでですか。

A1.認定の有効期間終了日が確認期間の終了日になります。

Q2.初めて福祉用具貸与の例外給付を利用する場合、確認期間はいつからになりますか。

A2.申請書に記入している利用開始日からになります。ただし、利用開始日が過去日の場合はこの限りではありません。Q5を参照してください。

Q3.確認期間が終了したが、引き続き福祉用具を利用する場合どのようにすればいいですか。

A3.再度申請が必要になります。確認期間は認定有効期間の終了日までですので、認定更新の結果が出た後、早めに申請してください。

Q4.同一種目について確認期間の更新の申請の場合、確認期間はいつからになりますか。

A4.認定有効期間の開始日が確認期間の開始日になります。ただし、認定有効期間が過去日である場合はこの限りではありません。Q5を参照してください。

確認期間の遡及について

Q5.福祉用具の利用開始日が申請日以前である場合、確認期間は遡及しますか。

A5.下記の①～③の日付を比較し、一番後の日付まで確認期間は遡及します。

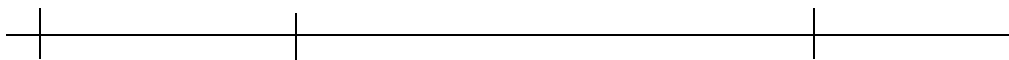
- ① 利用開始日
- ② 申請月の前月 1 日
- ③ 認定有効期間の開始日

【例 1】

認定開始 4/1

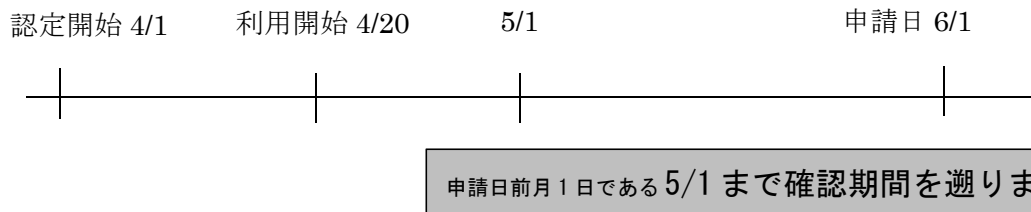
利用開始 4/20

申請日 5/20

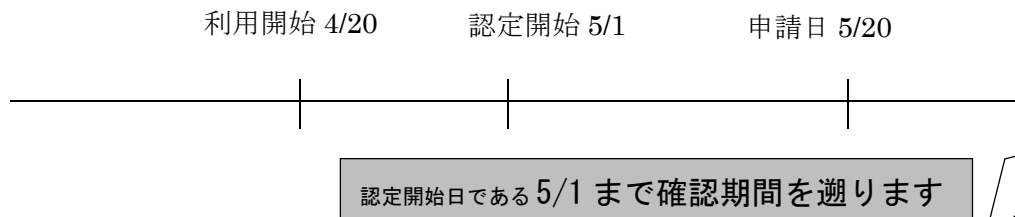


利用開始日である 4/20 まで確認期間を遡ります

【例 2】



【例 3】



Q6. 認定の結果が出たのが認定開始日の翌々月でした。確認期間の遡及は前月 1 日までですか。

A6. 認定の結果が出るのが遅くなった場合など、やむを得ない事情（ケアマネジャーの責によらない事情）の場合は、事情を考慮し確認期間を遡ります。そのような場合には遅れる旨を事前にご相談ください。

Q7. Q5 の例 3 のような場合、4/30 以前の遡及は可能ですか。

A7. 4 月時点の状態像に基づく申請を 5 月中に提出してください。その際、申請書に記入する要介護度・認定期間は 4 月 30 日以前のもので記入してください

届出時期

Q8. 要介護認定の新規申請中ですが、いつ例外給付申請をすればいいですか。

A8. 認定の結果が出てから申請してください。ただし、医師への意見の聴取、貸与の必要性の検討等、例外給付の対象になるかの判断は、必ず貸与開始前に行ってください。

Q9. 要介護認定の区分変更申請中ですが、いつ例外給付申請をすればいいですか。

A9. 新規申請中と同様、認定結果が出てから申請してください。例外給付の対象になるかの判断についても同様に行ってください。

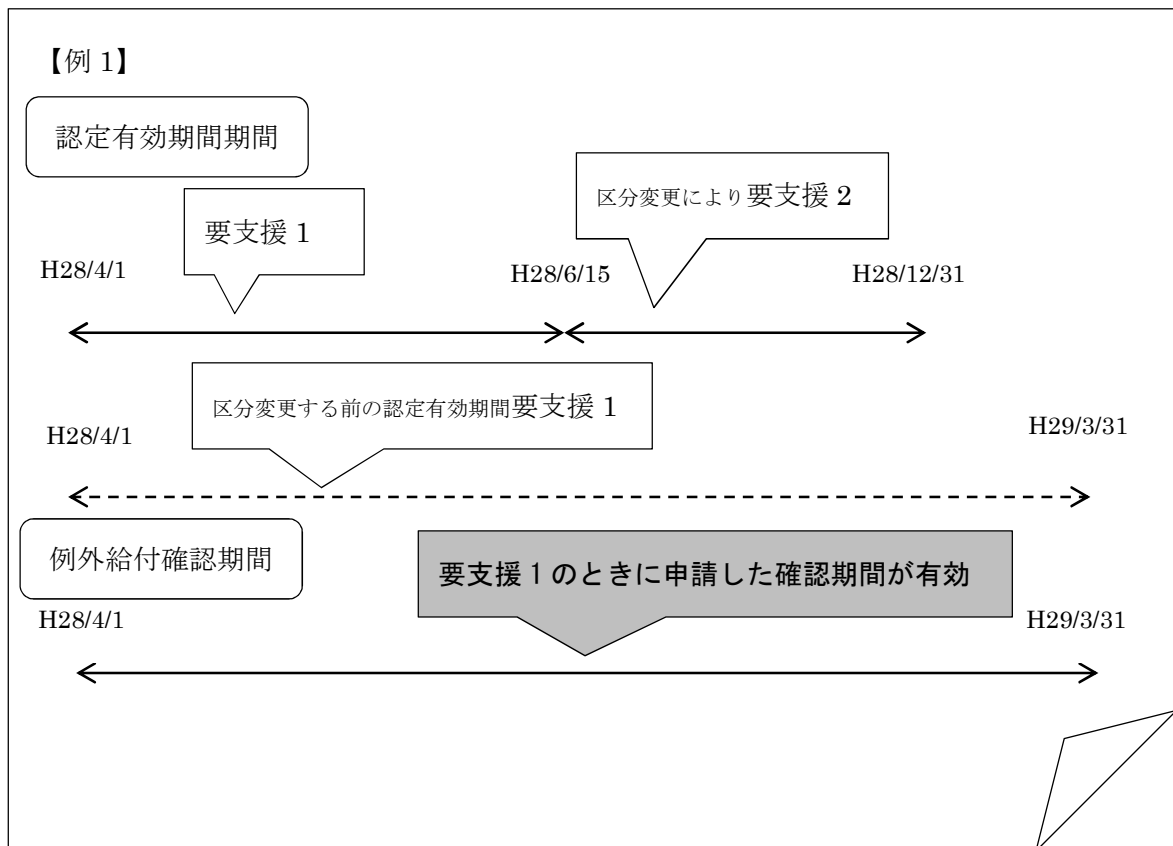
Q10.末期がん等の速やかに福祉用具の利用が必要な方の例外給付申請も原則通り貸与開始前にする必要がありますか。

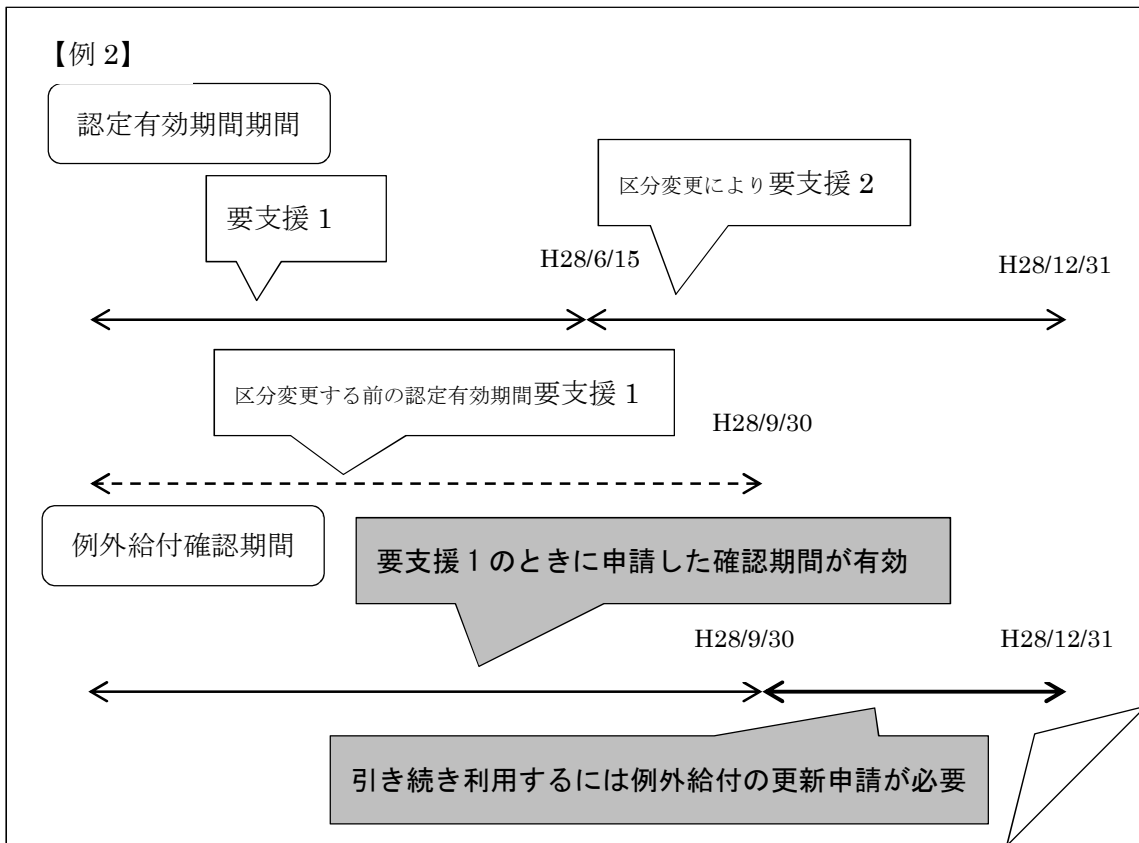
A10.主治医の所見に基づく適切なケアマネジメントの結果、例外給付が可能な状態像であると判断された場合には、申請前の貸与も可能です。ただし、遡及できる期間は Q5 の通りですので注意してください。

更新について

Q11.すでに例外給付申請をして西宮市から確認通知を受け取っているが、区分変更申請をして要介護度が変更になった。再度申請をする必要がありますか。

A11.要介護度が変更になった場合でも、変更前の確認通知の確認期間は有効なものとして取扱いします。そのため、変更前の確認通知の確認期間が終了した後も引き続き貸与する場合は申請してください。





Q12.他の事業所から引き継いだ利用者がいるが、すでに変更前の事業所が例外給付申請をして西宮市から確認通知を受け取っている。変更後の事業所は例外給付申請をする必要がありますか。

A12.事業所が変更になった場合でも、変更前の確認通知の確認期間は有効なものとして取り扱います。変更後の事業所は変更前の事業所から確認通知の写しを受け取ってください。確認期間終了後も引き続き貸与する場合は申請してください。

